

第20回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成25年1月23日（水曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、飯塚隆藤、川嶋瑛莉、久保明彦、金剛育子、坂口圭豊、杉江貞昭、高橋恭弘、田中真澄、土居好江、中村桂子、新川達郎、野口義晃、松井成樹、松井恒夫、村島哲郎、山中英之（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 藤原倫也（建設局水と緑環境部河川整備課長）

京都府 中野隆文（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

高野秀雄（建設交通部河川課参事）、佐野敏之（建設交通部都市計画課参事）ほか

【一般傍聴 1名】

【報道機関 3社】

第4 内容

1 開会

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、定刻を少し過ぎておりますので、ただいまから第20回鴨川府民会議を開催させていただきます。

本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、京都府建設交通部河川課の高野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、京都新聞社からメンバーとして参加いただいております、石川一郎様におかれましては人事異動がございまして、今回より後任といたしまして、京都新聞社論説副委員長の山中英之様にメンバーとしてご参加いただくことになりましたので、ご紹介

をさせていただきます。

○山中

山中です。どうぞよろしくお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日出席の行政メンバーを紹介いたします。京都府京都土木事務所長の
中野隆文でございます。

○中野（京都府京都土木事務所長）

よろしくお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

京都市建設局水と緑環境部河川整備課長の藤原倫也様でございます。

○藤原（京都市建設局水と緑環境部河川整備課長）

藤原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

なお、本日は、土屋義信様、西野由紀様、舟津麻子様、三谷桂和様はご欠席でございます。また、川崎雅史様におかれましては遅れておられるようです。

続きまして、京都府の出席者を紹介いたします。

本来ですと、伊勢田建設交通部長、田井中理事が出席させていただくところですが、
急遽国の補正予算の対応等で出張がございまして、出席できなくなりましたのでご報告と
おわびを申し上げます。

佐野都市計画課参事でございます。

○佐野（京都府建設交通部都市計画課参事）

よろしくお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

私、河川課参事の高野でございます。そのほか関係職員が出席をいたしております。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日は
資料として、次第、出席者名簿、それと資料1から資料5までを用意をいたしております。
不足等ございませんでしょうか。また不足等ございましたら、事務局のほうに途中でも申
し出させていただきたいと存じます。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、議長は座長にさせていただくことになっ

ております。金田様、議事進行をよろしく願いいたします。

○金田座長

それでは、さっそく議事に入らせていただきたいと思います。年が改まりまして最初の会議でございます。ことしもどうぞよろしく願いいたします。

本日は、お手元の会議次第のように、5件の議事が予定されております。どうぞよろしく願いいたします。

(1) 鴨川条例禁止行為等の巡視・啓発について

○金田座長

早速議事の1番目に入らせていただきたいと思います。「鴨川条例禁止行為等の巡視・啓発について」でございます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、お手元の資料1に基づきまして、「鴨川条例禁止行為等の巡視・啓発について」ご説明いたします。

鴨川条例におきましては、鴨川の快適な利用の確保という観点から、区域を定めましてバーベキューや打ち上げ花火、自動車・バイクの乗り入れ等の行為を禁止しております。このため、条例の実効性を確保するために嘱託職員等による巡視を行いますとともに、大学でチラシを配布するなど啓発に努めているところでございます。

まず、巡視ですが、まずバーベキューの巡視につきましては、平日は4月、6月、7月、8月、9月は1班体制、シーズンとなります5月は2班体制で巡視を行っております。また土日祝日につきましては、6、7、8、9、10、11は1班、4月、5月は2班体制で実施をしております。

次に、打ち上げ花火等の巡視であります。打ち上げ花火等につきましては、平日、土日祝日とも、9月は1班、7月、8月のシーズンにつきましては2班で巡視をしております。なお、バーベキューの巡視は昼間に行っておりますけれども、花火の巡視につきましては、夕方6時から夜中の2時ごろまで巡視を行っております。また、落書きや自動車・バイクの乗り入れの巡視につきましては、バーベキューと打ち上げ花火の巡視と合わせて実施をいたしております。

次に、啓発ですが、啓発につきましては、鴨川茶店や鴨川納涼などのときにパネル展示や、チラシの配布などを行っております。また、ホームページでの啓発や府庁内のコー

ナーでの展示、それから巡視のときにチラシを配布しますとともに、鴨川周辺の大学にチラシの配布を依頼したりといった取り組みを行っております。

次に、指導実績でございますが、鴨川条例が施行されました平成20年度から5年間の指導件数であります。まずバーベキューにつきましては、23年度までに大きく減少しております。その後は横ばいという状況になっております。また、自動車・バイクの乗り入れと打ち上げ花火につきましては、22年度、23年度あたりに一旦減少しましたが、今年度はまた増加傾向でございます。

それから現状と課題についてであります。条例施行から約5年経過しまして、これまでの巡視や啓発の効果もあって、指導件数は全体的には減少していると考えています。しかしながら自動車・バイクの乗り入れや打ち上げ花火につきましては、増加に転じているということがありまして、課題というふうに考えております。また、厳しい財政状況の折り、鴨川条例の施行に係る経費につきましても例外ではなくて、節減が求められております。こうした中、限られた経費の中でより効果的な指導や啓発を検討していく必要があるというふうに考えております。また、指導状況を見ていると、学生による行為が多いと。それから行為の規模も大きくなっているということで、学生さんに対する啓発の強化が課題ではないかというふうに考えております。

最後に、今後の巡視・啓発のあり方ではありますが、条例施行から5年経過しまして、一定条例が定着してきているということで考えていますが、指導件数が横ばいであったり、増加に転じてきているものもある中で、巡視体制がこれまでと同様でいいのか、何か巡視にかわる対応方法がないのか、また啓発方法に工夫があるのではないかとといったことをこの5年経過を機に検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

説明は以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ただいま説明していただきましたように、巡視・啓発をどのようにしているかのご説明と、それと、指導実績、指導件数がどういう形で推移しているかということについてご説明がありました。資料1の3番目にありますように、バーベキューについては減少傾向にあるけれども、平成23年度と24年度は実数がほとんど同じだという状況だと。それから、自動車・バイクの乗り入れはむしろふえていると。打ち上げ花火についても若干ふえているということで、そういう状況をご説明いただきました。今後の

方向についてもこういう問題があるというところをご指摘いただいておりますが、この件につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○久保

自動車・バイクの乗り入れに関してなんですけれども、かなりの数がふえておると思うんですけれども、それぞれ河川敷に入り込む場合にチェーンがしてあって、必然的に施錠してあれば車は入りにくいなんですけれども、ほとんどバイクなのですかね。バイク・自動車が、どれぐらいの頻度なのかちょっと教えていただけませんか。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

ほとんどバイクでございます。

○杉江

今の乗り入れの件ですが、これは違反車両という認識ですか。例えば啓発活動で鴨川納涼とか鴨川茶店やっているときに、関係車両を承認という形で京都土木に提出してやっているでしょう。これは入っているのですか。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

入ってないです。

○杉江

今のバイクの件なんですけれども、私もよく目にするときはいつも御池大橋の右岸南詰のスロープのところですね。どうしてもあそこに10台ほど、いつもあるんですけれども、侵入のところを入れないように何かできないかなあといつも言っておるんですけれども、以後どうなったかなあと思っております。

○金田座長

事務局のほう、何かありますか。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

それでは、直接管理をしております京都土木事務所管理室のほうからお答えをいたします。今の杉江委員からご指摘がありました点、実は非常に悩ましい点でありまして、鴨川は逐次整備をされていきますと、車椅子利用者の方、主に人力で介助者がある場合もあれば、電動で動く車椅子もありますけれども、こういった方々が定期的に土木事務所のほうに請願に来られます。三条小橋ですとか、御池大橋右岸南詰のスロープとかこういったところについて電動式の車椅子が入れるようにしてくれという要望が継続的にあります。これを認めていくと、バイクがフリーになってしまいます。そこでなかなかそういった方々

にもお答えができない中で、現在のところ、可能な限り、電動はだめだけれども手押し式の車椅子が通れるような間隔で車どめを設置しているというのが実態です。そうしますと、どうしてもバイクが入ってしまうという状況にあります。なぜことしこれだけ多くなりつつあるかといいますと、今具体的に言われました御池の右岸側のスロープ、それとか出雲路公園の駐車場に当たる部分、それとか西賀茂のトイレあたり、主に学生さんとかスポーツが非常に行われて利用度の高いところ、こういったところに、バイク乗り入れの違反状況が限定されています。こういったところについて、我々が指導してビラを張るのですが、これまで使ってきた人たちの口コミでそれ以上の罰金徴収のような具体的な行政行為がされないということが暗に伝わっている可能性もあるかなあとということもちょっと心配をしております。以上です。

○金田座長

ご質問のところ、おわかりいただけたでしょうか。ほかにこれについて。はい、どうぞ。

○土居

啓発チラシの現物がもしございましたら、どういうチラシなのか拝見できればというふうに思いますが。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

申しわけないですが、今ちょっと手元にないです。

○田中

この禁止区域の距離も長くて、巡回も大変だろうと思うのですが、一日巡回されるのは、例えば上下流に一往復されるぐらいなのか、一日行ったり来たり何回行かれるのか、あるいは第1班と書いてありますけれども、1班というのは何人ぐらいの人数でしておられるのか、あるいは時間帯はいつごろしておられるのか、その辺もちょっと教えていただけたらありがたいと思っております。

○金田座長

いかがでしょうか。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

重ねてお答えをいたします。主に2班2名体制をメインに考えていまして、一つの拠点は終野に、もう一つの拠点は出町に置いています。この2点、当然労働条件のこともありまして、土木事務所から北へ向かう班の周回コース、それと、土木事務所から出町と三

条、四条へ向かうコースとあります。どこの場所に何時に行ってくれ、こういった巡視をしてくれというメニューをつくっています。最低1回、可能であれば2回を目指してスケジュールは設定しています。

○金田座長

いかがでしょうか。これまでも完璧であるかどうかは別にして、努力をしていただいて、こういう巡視・啓発をしていただいているわけですが、どうもそれだけでは少し限界というか、壁にぶつかっているのではないかというのが今の事務局の認識だと思いますが、何かご質問、ご意見から、さらにアイデアなどにつきましてもご意見がありましたらお願いしたいのですが。はい、どうぞ。

○高橋

バイクの乗り入れということなんですけれども、これは乗り入れて、そこに放置してあるということでしょうか。それとも、単に河川敷を通行するということなのでしょうか。それはどちらなのでしょうかね。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

お答えいたします。鴨川条例の16条の抜粋をいたしますと、知事が別に定める区域に自動車または原動付自転車を乗り入れてはならないというふうに書かれてまして、じゃあこの「乗り入れ」というものがどうかということで、実はおまえら裁判で訴えてやるという方が出てこられたことがありまして、それがまさにこの「乗り入れ」の定義なんです。この条文上は、区域の中に、そのバイクにまたがろうか押そうか、その区域の中にバイクを入れること自体が禁止事項になっています。ところが、20年に施行されて鴨川を歩いていただいごらんいただきますと、当初のポスターにはバイクとか車両を運転する人の絵が描かれていました。この人がバイクに乗っている状態、人が車を運転している状態、これがまさにこの条例上の文言「乗り入れ」と一致しまして、中で乗ってなければいいのだろうという理解が非常にたくさんの府民の方がされています。実はそうではありません。区域の中に入れること自体がダメなのですよという意味を込めて、ずっと継続して指導しています。24年度このポスターについても、人の絵柄を全部取りました。ですから詳しい方は以前とポスターが違っているというのは理解いただけだと思いますが、とにかく中に入るだけでダメです。とめようか、押していこうか乗っていようか、基本的には中に入れること自体が禁止事項ということになっています。

○高橋

すみません、禁止事項の意味はわかりましたけれども。

○木寺（京都土木事務所管理室）

実際は乗っている方は皆無です。置いておられる方がほとんどです。

○高橋

置いておられる方がほとんどということであれば、例えば京都市の条例で放置自転車の撤去をされますよね。それと同じような考え方で条例がしっかりあるのであって、放置というふうに認識ができるのであれば、これは放置バイクということで撤去されてもいいんじゃないかという気はします。事実、自転車なんかは撤去されていますよね。鴨川河川敷の中に置いてある自転車は撤去されていますよね。自転車は撤去されているのに、バイクは撤去されないということですか。

○金田座長

撤去については、バイクは対象になっているのか、いないのかというご質問だと思いますが。

○渡辺（京都府建設交通部河川課）

現在放置自転車の関係は京都市の放置自転車の条例等がございまして、バイクについてはその対象になっていないので、放置自転車の撤去と同様にその一連の作業の中で撤去するというのは、今の状況の中ではできないということになります。ですので、今禁止区域というところに放置されている状況ですが、それについては指導してどけていただくというのが今とり得る範囲の指導をしているということになります。

○高橋

現状、よくわかりましたけれども、解決策、今後の課題とかいろいろありますけれども、放置自転車、要は自転車撤去しても構わなくてバイクは撤去できないということになると、例えば原動付自転車とか電動自転車とか、いろいろどの辺がどういう区別になるのかわかりませんが、いずれにせよ公園区域内で自転車だけ撤去されてバイクは撤去されないというのは、現状の法規制が詳しくわかりませんが、何か矛盾したように一般的には感じるので、今後の課題としてそういう撤去あるいは保管ということも視野に入れられて検討されたらいかかというふうに思います。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○松井（恒）

この鴨川条例なんですけれども、これ以外にまた新しくつけ加えるとかいうのはお考えにはないんですか。例えば花見のときに、半木の道もそうですけれども場所をとるのにブルーシートがたくさん敷いてありますけれども、それを規制するとかいうような条例を新たに加えていくとか、ほかにもあると思いますけれども、これだけに限らずに鴨川条例禁止行為というのに足していかれるというような考えはないのでしょうか。拡大させるというのかな。

○金田座長

手続のことは事務局から今お答えいたしますけれども、鴨川条例は基本的には不断に進化する条例という位置づけで、規定を再検討するということは既に本来の条例の中に入れておりますので、基本的には可能なはずですが、手続のことはご説明いただきたいと思えます。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

確かに今おっしゃったような、花見の場所とりなんか場所によってはかなりたくさんされていますので、大変悩ましい問題だとは思っています。ただ、今のところ、ほかの自治体でもなかなか条例で規制するということまではいってないようですけれども、確かにそういったこと、自由使用という中でどういうふうにしていくのかいうのは確かに大きな課題かと思えますので、どういったことができるのか、今後府民会議のご意見もいただきながら検討していきたいとは思っています。

○金田座長

さっきから、だからというふうに言うわけじゃないのですが、学生という話がもちろん出ていますが、川嶋さん、恐らくただ一人の現役学生だというふうに思うのですが何かご意見ございませんか。

○川嶋

啓発のためのチラシというのが出ていたのですけれども、正直学生がそんなに見ているかという、ちょっとわからないところがあるんじゃないかなあと思っていて、実際に春とかに学生のサークルとか団体とか、やっぱりだめとわかっていながらもお花見を開いたりとか、そういうことが行われているというのは事実かなあと思うところがあります。チラシというだけでなく、巡視は今のところ、学生とかではない人たちが巡視されているのかなと思ったのですが、どうなのですか。

○金田座長

巡視されている方、どんな方に依頼してやっていただいているのかというご質問ですね。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

ではお答えいたします。現在巡視をお世話になっておりますのは、京都府警を退職された方を6名、お世話になっていまして、その6名と民間の警備会社の方をペアにして2人一組で回っています。

○川嶋

ありがとうございます。学生による行為が多いとかということを書いてあるのですが、学生も巡視に参加するというような形を導入したらいいんじゃないかなあとちょっと考えました。もしそういう場合は、例えばまちづくりに関心のある大学のゼミとか、団体とかに依頼をお願いしたら、比較的集まりやすいんじゃないかなあと考えました。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。大学へのチラシ配布ということは行われているけれども、どういう効果が、学生にちゃんと行き渡るような効果がある形でなされているかどうかということと、それからこの巡視・啓発について、学生にも加わっていただくというような方向は検討できないかというそういうご提案だと思います。はい、どうぞ。

○中野（京都府京都土木事務所長）

今、川嶋委員のほうからいいご提案もいただいたなと思っております。私ども、今座長もおっしゃっていただきましたけれども、啓発についての反省点もございまして、大学の事務局等をお願いに行っているのが実態でございますして、それ以外に時期ももうちょっと早めて、例えば学生のサークル活動の場の中で啓発をしたり、今ご提案いただいた、学生の方々にもご参加いただくというようなことも含めて、やり方について今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○金田座長

ありがとうございます。早速検討に入っていただけると大変ありがたいと思います。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○金剛

今、拝聴していまして、さすがに若い方の斬新な意見だなあと感心しました。私もバイク乗り入れ、駐車違反とまた違うので撤去、罰金制とかいろんなことを頭の中で

ぐるぐる考えていましたけど、そういう手荒なことよりは、やはり学生さん、みずからにご参加いただいてというのが一番すばらしいなあと。今そういうボランティア的なサークルも多いですし、先ほどおっしゃったまちづくりとかそういうことに関心のある、いろいろな若い方がいられますので、そういう方を抱き込んでするというのはすごくいいご提案じゃないかなあと思いました。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。大変いいご提案をいただいたということですが、ほかに何か。そういたしましたら、今の積極的な形での検討、課題もお示しいただきました。先に進ませてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(2) 鴨川の整備について

○金田座長

それでは、2件目「鴨川の整備について」でございます。これも事務局のほうからまず説明をお願いいたします。

○辻田（京都土木事務所副室長）

工事の担当をしております京都土木事務所の辻田と申します。私のほうから「鴨川の整備について」説明させていただきます。資料2のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、最初のページに鴨川と高野川のイラストの地図がありまして、この中に今年度平成24年度の鴨川・高野川の工事の実施箇所、今やっているところとこれから予定をしておるところも含めまして赤で着色してございます。この中で治水対策と書いておりますものと、公共空間整備と書いておるものがございまして、治水対策は主に中洲の除去や護岸の整備で河川の水を安全に流下させるための目的のもの。公共空間整備と申しますのは、高水敷の整備ですとか公園整備というようなメニューのものが載せてございます。

主なものにつきまして、個別に説明をさせていただけたらと思います。2ページ目のものを見ていただきたいと思いますのですけれども、公共空間整備と書いてありまして、三条大橋、四条大橋右岸の高水敷整備でございます。この箇所につきましては、三条大橋から四条大橋の間の上流側半分につきましては、昨年度完成をいたしておりまして、今年度は引き続き、ちょうど先斗町公園というのがあるんですけれども、そのあたりから四条のほうに向けて今、工事を実施しております。完成は3月を予定してございます。これまではこぼこがありました玉石張りでございまして、歩きにくかった河川敷を体に優しい土系舗装通路、バリアフリー化、芝生による緑化などをいたしまして、多くの人が集い、利用

できる空間をつくっていきたいというように考えております。真ん中辺に、整備状況の写真がございまして、ちょうど1月10日時点の写真ですけれども、写真の真ん中辺の土の部分についてはこれからやるんですけれども、園路といいますか土系舗装がこれから整備をしていくというところで、両側のちょっと色の濃いところについては今ブロックマットというコンクリートのマットを敷いてまして、その上に土を乗せて最終的に芝生の広場になるということで整備を進めております。整備イメージとしましては、左下のパースがございまして、このような整備を行いたいということで順次実施しております。右下の部分ですが、工事中は仮設の通路を設けておりまして、この通路に今絵を飾らしていただいております。これにつきましては、お近くの幼稚園、小学校、高校、その他団体の方から絵の提供をいただきまして、一般の方でここを通られる方も楽しんでいただきたいということで絵の展示もさせていただいております。

続きまして、次のページを見ていただきたいのですが、ちょうど治水対策及び公共空間整備と書いておりまして、西高瀬川背割り堤部の護岸整備また植栽、四阿、園路整備ということで書いております。これはかなり南のほうなのですが、ちょうど名神高速より少し南にいったあたりでございまして、ちょうど小枝橋、京川橋という橋が鴨川にかかっておるんですけれども、その右岸側の部分を今護岸整備を実施しております。最終的にはここを公園にしていこうということで考えてございます。真ん中の写真が1月10日の時点の、ちょうど小枝橋から下流右岸を見た状況でございまして、今護岸整備を実施しております。その下に標準断面図をつけておりまして、低水護岸、高水護岸と書いてあるんですけど、こういった堤防を守るための護岸整備を現在実施しております。また、左下に整備イメージと書いてありますが、この低水護岸、高水護岸は最終的に土を乗せて緑化をするという予定をしておりまして、整備イメージのとおりでき上がった後は緑になります。堤防の天端については、桜をいろいろ植えたりした公園にしていこうということで考えています。中央部にはシンボルになるしだれ桜を植樹、これは今年の12月に既に植樹をしておりまして、それをシンボルにした公園整備をしていきたいということで、現在工事中でございまして。

続きまして、その次のページになりますけれども、治水対策及び公共空間整備ということで、ちょうど堀川合流部右岸の護岸整備、また歩道橋、通路橋の設置ということで、これにつきましては、ちょうど阪神高速が通っています京都南大橋というのがあるのですが、その京都南大橋から下流ですね。その下に新大宮橋というのがあるんですけど、

その間ぐらい、ちょうど堀川という川と鴨川が合流しているあたりになるのですが、その部分についても現在、低水護岸工について今年度施工をしておるという状況でございます。また、堀川の右岸側といいますか、堀川渡ったところには市の火打形公園というのがございまして、そちらのほうとも連絡していこうということで、現在橋梁、歩行者専用の通路にはなるのですが、そういう橋梁の設置工事、現在その橋梁の下部工を工事中ですが、そういう工事も現在実施しておるという状況でございます。

次のページを見ていただきまして、治水対策及び公共空間整備といたしまして、勧進橋から水鶏橋右岸の護岸整備、また拠点整備としまして勧進橋から水鶏橋右岸の石積整備と書いております。ちょうどこの箇所につきましても低水護岸工、下の標準横断図を見ていただきまして、低水護岸と書いてあるのがあると思うのですが、この低水護岸工の整備を現在進めてございます。この箇所については、水辺の回廊創造事業の中で拠点整備ということであつたわけですので、堤防の天端を若干広げていこうということで、標準横断図の一番右端に石積と書いてあるのですが、ちょうど川から堤内側、民地側のほうに石積工を施工いたしまして堤防の上の部分若干広げて、桜を植えたり植栽をしたり、くつろいでいただけるような空間整備を図ろうということで、現在この石積の整備については発注、準備中で、近々施工業者さんが決まっていくという予定にしております。

続きまして、その次のページでございますが、治水対策としまして、名神上流右岸の護岸整備、名神高速の上流右岸側について、低水護岸、根固工の整備を実施中でございます。ちょうど写真に名神高速道路と書いてあるのですが、京都南インターの第一出口の対岸のあたりで護岸整備をしておるところでございます。下の標準横断図を見ていただきますと、その低水護岸、護岸工なり根固工について現在整備を図っておるところでございます。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。各所で工事を進めていただいておりますが、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

○中村

資料2の1ページ目について、治水対策として中洲除去と書いてありますね。西賀茂橋とそれから高野橋の上流でしょうか。時期が1月から3月と書いてありますが、ちょうど水鳥、特にチドリ類が繁殖する時期なのです。1月からというともう始めてられるとい

うことですね。

○辻田（京都土木事務所副室長）

業者のほうは決定しているのですが、業者のほうで今工事の準備作業中でして、近々かかる予定にしております。

○中村

まだ始まってないということですか。

○辻田（京都土木事務所副室長）

はい。

○中村

イカルチドリは京都府準絶滅危惧種に該当しますが、そういった鳥が繁殖する地域です。ちょっと気になる場所です。うちの会員が毎日の用に観察していますので、先に伝えておいて何かあったら又ご連絡させていただきます。

それとちょっと話題がそれるかもしれませんが、柘野の堰堤でバーベキューが廃止されたせいか人の出入りがなくなりすごくいい環境になっているのですが、鴨川では初めてこの場所でカワガラスが繁殖しています。まだ内緒にしていますが、土木事務所には連絡してありますが結構珍しい鳥です。柘野ですので工事の場所とは少し距離が離れているので、大丈夫とは思いますが・・・。

チドリ類等の繁殖の時期とぴったり重なってしまっているのが気になる場所です。例年の事ですが工事を遅らせるなんてことできないですよ。

○金田座長

これは今の工期は1月から3月というのは3月までに終了するという。

○中村

年度内、24年度の事業ということですね。わかりました。またご連絡をください。生息状況を調べておきますので。

○金田座長

今のお話は、実際の工事の影響について野鳥の会のほうでも検討しておられるので、引き続き情報を得て検討を続けたいというご指摘だろうと思います。

○辻田（京都土木事務所副室長）

わかりました。そうしますと、もう少し細かい図面とかもございまして、細かい区間とかを一度ご説明に上がりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○金田座長

ほかにご質問は。はい、どうぞ。

○杉江

鴨川を美しくする会の杉江でございます。以前にも述べたことがあると思うのですがけれども、三条―四条間、ちょっと距離もあると思います。ちょうどこの工事という絡みもあって、先斗町公園ですね、そこと鴨川のほうの河川敷が災害時での避難道のような形の計画をどうかなあと考えているのですがけれども、特に先斗町のほうの通りというのは結構狭いので、万一火災等が発生した場合に、やはりすぐに出られるのは鴨川の河川敷のほうが多いと思いますので、公園の北側沿いにみそそぎをまたいで鴨川の河川敷とジョイントできないかと一回計画していただいたらどうかなあと考えております。

○金田座長

非常用の連絡道みたいなものをつくることできないかというご指摘ですね。はい、どうぞお願いします。

○中野（京都府京都土木事務所長）

今のご提案は鴨川へのアプローチということだと思うのですがけれども、我々も五条から上流につきまして、何か所かアプローチについて検討しておるところがございます。ただ、人が寄りつくとなんか治安等が心配だというような理由で、地域の方々が望まれていないところもございまして、地元の方々と協議は継続させていただいています。まだ結論まで至っていない部分がありますので、その辺につきましては、またこの場でもご報告できる場が来ればというふうに思っていますが、検討中というふうに思っただけだと思います。

○金田座長

それでは、進行状況をご説明いただける段階に来ましたら、またよろしく願いいたします。ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○高橋

先ほどの中村さんのお話にもちょっと関係するのですがけれども、ことし、ユリカモメが全く見られない状況だと思うのです。去年まではユリカモメが見られていたのですがけれども、去年も中洲除去であるとか、いろいろ護岸工事をされています。ことしもされていますので、自然環境の中に何か変化、影響があってユリカモメが来てないのか、ほかの要素でユリカモメが来てないのかそれはわからないのですがけれども、鴨川を見ているとそういう変化があるなあというのが一つ。それともう一つ、鴨川と高野川の川底の状況が随分

違うということを以前に申し上げました。高野川のほうが川底の石が非常にきれいなのですね。ところが鴨川のほうは、北山大橋でも御園橋の辺でもコケがついたり、ヘドロがついたりしてという違いがどこにあるのかということがよくわからないのですけれども、その辺もこういう工事を実施される時、あるいは環境を整備される時に検証いただいて、川底の石もきれいな状況で見えるような清流にさせていただきたい。鳥たちがたくさん来るような環境を考えた鴨川、高野川の工事をしていただきたいというふうに感じます。ちょっとそのことについてご説明、あるいはお考えを聞かせていただければと思います。

○辻田（京都土木事務所副室長）

説明させていただきます。ユリカモメの件につきましては、ちょっと私も専門的な知識はございませんので、その因果関係はわからないところがございます。その後にございました、高野川、鴨川の件ですね、前回の府民会議の際にもご提案いただきまして、その後私どものほうで専門の業者を入れまして、泥の調査を実施しております。きょうはその報告までには至っておりませんが、概略といたしまして、5カ所ほど調べて、高野川はおっしゃるように結構きれいでした。鴨川でも、きれいなところもございまして、若干においのある腐敗臭があるところもございました。専門家に見ていただきましたところ、中洲とかが長期間堆積をして、ほんとの水たまりといいますか、水が全く動かない、地形的に全く動かない部分とかもございまして、落差工があったりとかいろいろ構造物があったりとかその場所によるのですが、そういうところに落ち葉とかの有機物がたまって、そこに酸素が供給されないでにおいが発生しているということのようでもございました。まだ解析中もございまして、これから検討は進めるのですが、そういう要素もあるなあと、今のところそのような状態もございまして。

○金田座長

ありがとうございます。実際調べていただいているということのようですので、データの解析が進んだ段階で、またご報告をお願いいたしたいと思います。ほかに。

○田中

今、ユリカモメの話が出たのですが、私も以前から鴨川の上流についてはもう十分皆さんも議論されてこられたし、廃棄物の問題も含めて認識しておられる方も多いと思いますが、過去の負の影響が今出てきていると。それは今の方々に、管理者という言葉が的確かどうかわかりませんが、我々一人一人もやはり川の管理者だということから、行政の方だけが管理者ではないと思っていますけれども、過去の土砂投棄、産業廃棄物投棄などの

河川の影響は大変なことに今なっております。現場へ行っていただいたらよくわかりますが、昔、野焼きをしたり土砂投棄、そして産業廃棄物投棄が川べりまでずっと積み上げてあったのが、ちょっとした雨でそこが今崩壊しています。何が見えてくるかという、もうありとあらゆる廃棄物の種類が河床に見えています。一度皆さん見てください、どれだけひどいか。こんな水が下流に流れて、どんな生物が生息しますかというぐらいの非常にいろんなものが見えています。

それで特に三幸橋、ご存知のように上流の三幸橋の南北、もうすごくひどいことになっています。これはもう地元の人も嘆いています。そういう水が三条、四条、五条、下流へ流れていって、果たしてほんとに鴨川がよくなっていくのかどうか、これは一番根本的な問題だと思います。過去にあったことを今我々が引き継いでいるわけですが、じゃあもうこれ以上水を汚くしないで何とかみんなで努力しようというときに、この条例も出てきたわけですから、これ以上下流域に負の影響を与えないような川の管理の仕方、水の清らかさを中心とした川のあり方というのを考えていかないと、やがてはもちろんユリカモメもそれからほかの野鳥も、いろんなところで生態系で大変なことになってくるのではないかとということも踏まえて、今ユリカモメの話がちょっと出ましたので、非常にその点危惧しておりますので、一度また機会があったら、あるいはもう既にご承知かと思いますが見ていただきたい。

それと同時に、今ちょっと心配しているのは、三幸橋のところに盛り土と申しますか、どこか公共事業の土砂をすごくたくさん積み上げて、また川に影響が出そうなことをしているのですが、聞くところによりますと、どこかの学校の工事の土砂を仮置き場として使っておられるというふうなことで、地元の人が非常に心配しておられるのですが、これも含めてちょっとご説明していただければありがたいと思っております。

○金田座長

ありがとうございます。事務局のほうで掌握されていることがございましたら、説明をお願いします。

○仲久保（京都土木事務所技術次長）

京都土木事務所の仲久保と申します。私どものほうも鴨川上流につきましては、月2回程度パトロールしておりまして、今の田中委員のおっしゃられました三幸橋上流のところに仮置きしているのを見つけました。そのときすぐ行為者を確定しまして、今おっしゃられました大学の道路等を使われるための土を一時仮置きしているということでござい

して3月には撤去するということがございましたんで、その確認をいたしております。

以上でございます。

○田中

3月ですね。

○仲久保（京都土木事務所技術次長）

はい。

○金田座長

それから、今のご指摘の中にありました、河川敷の中の廃棄物というのは、それは撤去対象というか、そういう処理はできないものとか、あるいはする計画とか可能性についてはどうなのでしょう。

○田中

まあ不可能でしょうね。

○金田座長

そんな大量な。

○田中

ええ、もうありとあらゆる、入り込んでいますから。深刻ですね。

○金田座長

その件につきましては、もしデータがありましたらお示しいただきましてまた検討をしたいと思えます。どうぞ。

○杉江

水質の件ですけれども、確かに鴨川、見た目はなんかきれいな流れかなあと思いますが、実際は全然違います。昨年11月の、手前どもの会の定例の清掃活動のときに、私早目に北大路橋に行きまして、実は河床や川の中、北大路橋付近を全部清掃しましたが、とてもやないけれども、素直に歩けません。ヘドロというか何かゆらゆらと、気持ち悪いぐらいに漂って石にこびりついて、ずるずる滑るし、デッキブラシがあつたらかきたいなあというぐらいで、何とこれが鴨川かと思うぐらいで、橋の下行くとナイロン袋に御飯がつめたんがほかしてあるとかひどいもので、やはりまだまだかなあと実感しました。みんなそれぞれ、河川敷の清掃は結構よくやっていただくのですが、川の中まではなかなか手前どものほうの関係団体もやってくれるのですけれども、ひどいものが落ちています。京都府は、昔一番ヘドロのきついときに毎年ブルドーザーで河床をかいていまし

た。それによって、河床にたまっていたヘドロなりいろんなものがきれいになったわけです。それからもう二十数年たって、今中洲が結局ふえたりしてきたのですけれども、まあ情けないと思っています。

実はこの原因には、もちろん上流からの産廃の流れ込んだんもありますけれども、農業用水からとかそれと一般の下水のオーバーフローで、鴨川に流れ込んでる。京都市さんがおられますけれども、時間30ミリ降ったら鴨川に何トンというオーバーフローの下水が流れ込んでくるからということで、以前私は結構言いました。その当時京都市さんのほうも、これ以上緩和できないか言うて、たしか時間60ミリまでもつまでいうことで主な幹線だけに下水道を張られたということを知っていますけれども、恐らくそれは中流とか主なところだけで、上流は全然やっておられないと思います。ですから今でも上流は、少し降るだけで結構一般の下水からのほうのオーバーフローが鴨川に流れ込んで来ております。だからそういったことも全てが原因となって結果として、結局鴨川の河床にヘドロがたまりこんできているということですので、一つ一つ解決はしていかなければならないと思います、それはそれぞれが管理する分野でやっぱりこれは責任持ってやらしてもらわんことには、地域の住民にも当然これは訴えかけることですが、最終的には京都市さん、また京都府、管理者が長期にわたって、それぞれ引き継いで管理をしていただきたいと考えております。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。中下流域の工事の実態をご説明いただきましたが、それに関連してもう一つ、現在の工事实施の対象外ですけれども上流の問題というのがクローズアップされております。これにつきましては、恐らくかなり早急にいろんなことを考えないといけないんじゃないかと思いますが、データをいろんな側面から集めていただいて、もう一度上流について考え直すチャンスをおつくりいただくようお願いしたいと思います。事務局はいろいろ広い範囲で大変だとは思いますが、一つよろしく願いいたします。ということで、上流のほうはまた改めて検討するというにさせていただいて、今の中下流域のほうの工事实施状況につきましてのご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○山中

初めて出席させてもらいましたので、基本的なことをお聞きしたいのですけれども、今年度工事いろいろ記されていますが、要はこの鴨川整備の中長期的なランドデザイン

に従ってこれは工事なさっているのか、もし中長期的な計画なるものがあるなら、ちょっと教えてもらいたいのですが。

○金田座長

お願いします。

○辻田（京都土木事務所副室長）

鴨川につきましては、平成21年3月に鴨川河川整備計画というのを策定いたしまして、ちょうど鴨川の最下流、桂川合流点から七条大橋までの部分につきましては、30年に一度の降雨にも耐えられるようにということで整備計画を策定いたしまして、それを30年間で実施していこうということで取り組んでおります。それにつきましては護岸整備が主だったものでございまして、それに基づいてやっています。あと鴨川につきましては、水辺の回廊創造事業というのがございまして、その中のアクションプランというもので、皆さんがくつろいだりとかできるような場所も整備にあわせてつくりましょうということで、拠点整備の計画もあわせて入れておりまして、あわせて実施しているということでございます。

○山中

できれば資料で何かいただければありがたいです。

○辻田（京都土木事務所副室長）

またお渡ししますが、インターネット等でも鴨川公共空間整備プランや鴨川河川整備計画を公表しておりますので、よろしくをお願いします。

○金田座長

はい、どうぞ。

○村島

今お話しされている内容、鴨川の区域というのは、この地図から見たらもうほとんど柵野の辺からしか載ってないですね。整備されていくという、その範囲というのが下流は桂川との合流地点で、上流はどこまで入っているのですか。

○辻田（京都土木事務所副室長）

今、具体的にこれをやろうということが正式に決まっておるものにつきましては、今申しました七条から下流についてはそういう河川整備計画とか、水辺の回廊創造事業というのがございますが、それより上流につきましては今やっておりますのは、中洲除去を10年に1回のサイクルでやりましょうとかいうのは決まっているのですが、それ以外で上流のほうで具体的にこれをやろうという計画は今のところございません。

○村島

何もないということですか。

○辻田（京都土木事務所副室長）

はい。

○金田座長

いかがでしょうか。

○川嶋

川の中にごみが入ったりするという理由の一つに、トビ問題があるのじゃないかと思ったんですけど、私はよく鴨川の椅子とかに座って御飯食べたりすることがあるんですけど、トビが御飯とかをとって行ってしまって袋とかがそのまま川の中に入っちゃったりとかすることがあったんですけど、実際トビって結構多く生息しているんですか。

そういう問題も川の汚れとかにつながっているのじゃないかなあと思いました。トビ問題の対策とかというのはされているのですかね。

○金田座長

はい、どうぞ。

○中村

鳥の代弁者のつもりで出席しております。今までの会議でも、トビの問題が多くてでしたが、トビとカラス、それからドバトが非常にふえています。その原因、ご存じでしょうか。餌づけの問題です。そもそもはユリカモメから始まったのですが、ユリカモメに餌を与えたい、カモに餌を与えたい、そのような方々が、ユリカモメが減ってきた野で面白くないのでと、下流の荒神橋から三条の辺でパンくず等をどんどんとまき始めました。それにトビがついてしまったのです。トビに人が食べているおいしい食べ物を教えてしまったのです。トビは、毎年2月頃から繁殖をはじめ4月～6月頃に誕生します。それらの幼鳥に、人間の食べている餌が一番手っ取り早くておいしいんだよと教えている訳です。そのトビの幼鳥にすれば、人間の食べるものが自分たちの餌だと教えられているわけです。ですから当たり前のように、皆さんのお弁当はそのまま持っていき、私も目の前で見たのですが、大学生の女の子がハンバーガーを食べていた時、背後からやってきたトビに見事にパンを持っていかれました。その時、何かに勘づいて女子が振り向きました。ほっぺたにトビの爪があたり切り傷ができました。トビに関しては、いずれ大きな事故につながる可能性があります。ですから鴨川での餌づけは絶対にやめてほしいです。緑の指導員と

してパトロールもしていますが、なかなか耳を貸していただけません。

トビに罪はないと思います。どちらかと云えば美味しい食べ物を教えた人間の方が悪いと思っています。人が対策をとるべきだと思います。

○金田座長

野鳥に関しましては随分いろんな機会にこの会議でも話題になっているのですが、それに関して禁止という形の方法をとったらいかがかという議論もかなりあったのですけれども、そこまではなかなか難しいということで、今のところそういう指導を繰り返していただくという形に落ついているのですけれども、いずれまた実態に合わせて検討をお願いしないといけない段階が来るかなあとは思っております。ほかに何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

そういたしましたら、工事の実施状況については一応ご確認いただいたと思いますけれども、さらに上流の問題とかほかの問題が浮かび上がってきたということもございます。上流につきましては、また改めてデータを準備していただいて検討したいというふうに思いますし、工事に伴って水質の調査などをしていただいているデータが整いましたら、これもまたご報告いただいて検討させていただくということにしたいと思います。

(3) 鴨川納涼床について

○金田座長

それでは、先を急ぐようで恐縮ですが、3番目の議事に入らせていただきたいと思えます。鴨川納涼床についてでございます。説明をお願いします。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、資料3に基づきまして鴨川納涼床についてご説明を申し上げます。鴨川納涼床につきましては、ご存知のとおり長い歴史の中で京の夏の風物詩として定着しているものでございますが、鴨川条例におきまして、納涼床に係る審査基準を鴨川の良好な景観の形成に配慮して定めるものとしておりまして、資料の3枚目にごございます審査基準を定めまして、平成20年4月から運用をしているところでございます。

それで、審査基準の内容でございますが、ここに書いてございますように床の高さ、床の張り出し、造り及び色彩、「手すり」、「すじかい」、「ぬき」等、そういったことにつきまして、景観面、安全面について基準を定めております。納涼床の店舗数につきましては平成24年度で93店舗、それから床の占用期間につきましては、毎年5月1日から9

月30日までと。設置、撤去期間は前後15日間となっております。占有者につきましては個々の店舗ということではなくて、京都鴨川納涼床協同組合さんのほうが占有をされるということになってございます。それから審査の主なポイントでございますが、ここに4つほど挙げておりまして、まず1つ目として、床の在基部の処理ということで、納涼床の未設置期間の河川利用者の安全等を考慮しまして、在基部、一番底の部分やボルトが河床に突出した状態にならないように処理をする。2番目として、「すじかい」「ぬき」などについては、治水上の安全性をできる限り高めるために、障害物や流木などがかかりやすいものは設置しないようにするために、流水の直角方向や低い位置にはそういったものは設けない。3番目として、納涼床の部材の色彩ということで、調和のある伝統的な納涼床の景観としていくために、原則木質素材色による塗装を施す。4つ目としまして、圧迫感や物品の落下等を避け、高水敷の利用者への影響を考慮することが主なポイントとしております。

2枚目以降写真が載っておりますが、2枚目のほうは改善が必要な事例ということで5つほど挙げてございます。まず1つ目としては、床の在基部の処理ということで、これはみそそぎ川なのですが、ボルトが河床に突き出しているという事例でございます。それから2番目としては、「ぬき」の位置が低いということで、横の材が低い位置に設置されている例。それから3番目は、バツ印になっている「すじかい」が川の流水方向に直角に設けられているといった例。4番目としては、木質素材の色になっていない例。5番目としては、隣り合う床の高さがそろっていないといった例が改善が必要な事例でございます。

裏面をごらんいただきますと、裏面のほうは望ましい設置事例ということで、ここに書いていますように、「ぬき」「すじかい」「ほおづえ」の設置が適正なもの、それから隣り合う床の高さが配慮されているもの、それから下のほうは床撤去後の在基部処理が適切に処理されているといったものでございます。

それで、この基準につきましては、基準の施行後5年間につきましては移行期間ということで緩和措置をとってございます。このため本年の4月以降に許可申請のあるもの、具体的に申しますと、ことしの床につきましては3月までに申請がありますので、移行期間内ということになりますけれども、来年26年に設置される床からはこの基準に適合していることが必要になってきます。基準への適合状況につきましては、毎年床が設置された後に現地調査を行いまして確認をしてございます。ただ、写真で今見ていただきましたよ

うに、まだ適合していない事例もございますので、来年設置の床につきましては個々の店舗さんのほうが基準に適合しますように、組合さんのほうとも連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。床の話でございますが、ご質問などございますか。順番にどうぞお願いします。

○松井（成）

この審査基準の6その他というところで、床に広告物ですとか電灯とかイルミネーション等を設けてはならないというようなところがあるのですけれども、昔からやっておられるお店というのは非常にきれいに守っておられると思うのですけれども、比較的新しい最近できているようなお店の中には、床そのものにはこういうイルミネーション等はつけておられないかもしれないのですが、お店の中が随分と過度にきらびやかなところもございまして、反対側のほうから見ますと、ちょっと調和を害しているのじゃないかなあというようなお店もちらほらとあるような気がしております。そういうところも一体的に見て、景観を害しているのかどうかというようなところも判断すべきなのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○金田座長

なかなか難しい部分はあると思います。何かすぐご返答できることはございましたらどうぞ。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

審査を承っております、京都土木事務所管理室のほうからお答えいたします。委員、ご指摘のとおり、床に関係ないところにやたら目立つ赤いちょうちんが下がっているとか、屋内にいろんな物があるとかいったことは確かに存じ上げておりますが、現在のところ、それを審査の対象にはしていないというところが実態でして、言われるとおり、景観条例等の京都市さんがお持ちの条例では議論される可能性があるかと思うのですが、現在床の審査上は対象にはしていません。

○金田座長

はい、どうぞ。

○松井（恒）

2点あるのですけれども、まず1点目なのですけれども、納涼床の占有期間なのですが5月1日から9月30日という形にされていますけれども、私も鴨川をよく歩くのですけれども、秋の紅葉のときに非常に東山を見るとききれいな状態になっています。それを考えると、この9月30日より10月中に床をされていてもいいのじゃないかというようなことも考えるんです。ですから、この期間はこれほどが決定されるのかは存じないのですけれども、10月いっぱいまでしても京都の観光としてはたくさん利用される方が多いんじゃないかと思います。それが1点。

それと、去年の鴨川の納涼が始まる前ですけれどもちょっと鴨川歩いていますと、床を設置するために重機が入って、その重機が河川のところに跡をつけて、かなり重たい重機が入るのでしょうけれども、損なっているといいますか傷つけているわけですね。そういう業者さんもそれぞれが決まってないと思うのですけれども、業者さんの選定というのですか、そういう余りよくない業者さんを今度からは排除するとか、ちょっと注意をするという形でしないとせつかくの河川敷が汚れてしまうというのですか、傷ついてしまうという感想です。

○金田座長

ありがとうございます。床の設置の業者に対する指導とか何かというのはあるのでしょうか。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

引き続き、京都土木事務所管理室からお答えします。今、委員ご指摘の2点目の点につきまして、床の設置、解体についてはこれは全く民間ベースでして、床のオーナー様がこれまでのつき合い上設置業者を決められます。その設置については各設置業者さんが、鴨川条例に基づいた乗り入れとか、そのために必要なレッカーの占有といったものについてまた別個に当方に許可を受けに来られます。そうした中で、これまでの損傷事例とか違反事例、この説明をまずします。あわせて、納涼床の設置がされる前後には大きな看板、こういったものも適宜設置をしますし、一定間隔で非常に転倒のしづらい広告類も多数並べるといったことで啓発には努めています。そうした中で、昨年までに毎年数件は石敷きが割れるとか、舗装が傷むとかの事例がありました。原因者がわかればそれには個別具体には対応していますが、昨年度の事例は、原因者がわかりませんでした。残念なことであるのですが、その床の大元の占有者である京都鴨川納涼床協同組合さんにご相談をして、傷んだ部分の補修といったものもお世話になったという経過がございます。

○金田座長

ありがとうございます。状況は今ご説明いただいたとおりだと思うのですが、何か。

○久保

松井委員からご意見をいただきまして、初めのほうの期間の延長の件のお話なのですが、けれども、正直申しまして、この期間がかなり延長した期間なのですね。もともと7月1日から8月31日まででしたので。それが前へ倒れ、後ろへ倒れの繰り返しで、これは一律じゃないのです。5月1日から9月30日がマックスの期間を持っている納涼床、6月1日からしかやりませんとおっしゃられているお店は6月1日から。8月31日までのところもありますし、それはもうその期間の中でやっていただくということでやっていただいております。ですから、ほんとは10月31日までというのも、観光のお客様が来られたりで、ご利用いただくという面ではすごくいいことなんですけれども、寒くて恐らく床の上でお食事していただけないと思うんですよ。だから9月になって、9月15日からぐらい後になりますと、とてももう床で景色をごらんになりながら、お召し上がりになるっていうことが難しくなります。だから途中まで床で、あとはお部屋でという形の対応をほとんどされていると思いますので、延ばしたいという気持ちは物すごくあっても、現実にお客様に出していただけないと余りプラスにならないのかなあとということで、この期間が限界かなあという。これは組合サイドの設定で期間限定をしております。ですから初めのほうも寒いんです。5月1日からというのも寒いんです。けどまあお客様がお見えになる時期で、5月1日やったら暖かい日もありますので何とかやらしていただいているというのが現状です。ちょっとつけささせていただきました。

○金田座長

ほかに何かご質問、ご意見。

○中村

お願いがあります。というのは、鴨川納涼床は既に京都の人にとっては夏の風物詩になっていると思います。私もこの様子を眺めながら河川敷を散策するのが大好きです。所が、私たちは河川敷で調査したり、観察会等で歩かしてもらっているのですが、お店屋さんからすれば、表と違って河川敷側は裏になっているのですよね。多分その様な観点からだと思いますが、床下は物置？、と思えるような状況が見あたります。“今年も納涼床の季節がやってきたんやなあ〜”と京都の人や観光客は感じていると思います。京都の顔といっても過言ではない程人気の鴨川の河川敷ですから、裏という意識ではなく、こちらも

お玄関というふうにお考えいただき、もう少し改善策を講じて頂くことはできないものでしょうか？

○金田座長

これはまた組合のほうともご相談の上、一つどうぞよろしく申し上げます。どうぞ。

○杉江

それに関連してですけど、基本的には縁の下というような形になっていますけれども、今のみそそぎ川、ちょうど今先斗町の公園から四条まで工事なさっています。その間をみそそぎ川の中に仮歩道が設置されてますけれども、その部分についてはきれいに中洲が除去されております。ほかのところは実はまだなのです。とっていただくには今が一番いい時期だと思っています。また春になると新芽が出てきて、すごくまた繁殖しますし、実はいつも思っているんですけど、管理しておられる京都土木のほうがとってくれるのですけれども、すぐにやっぱり生えてきます。やはり気をつけてちょっとごみがたまればとればいいんですけども、なかなかそれ専用にいるわけやないので、できればとりあえず、今まで私過去に二、三回とっていただいたことあるのですけれども、たまたまちょうど今回、いわゆる三条―四条間の工事で、工事期間の区間だけを仮歩道のところは全部中洲が除去されています、きれいに。それよりできれば北のほうのエリア、ほかのところもこういう寒い時期に除去をしていただいたら、春の新芽が出るのが抑えられるかなあとこう思っておりますので、できればそうしていただきたいと思っています。

○金田座長

中洲の除去につきましては、計画的に、データを取りながら進めていただいているという状況ですので、そういうことで今の段階でもまだ試行中で、データ収集という形で動いていただいていると思いますので、これをぜひとも続けたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○杉江

今のは、みそそぎです。

○金田座長

みそそぎのほうですか、本流じゃなくて。失礼いたしました。

○田中

杉江委員からの今のお話もあったのですが、幼稚な質問かも知れませんが、このみそそぎ川の位置づけは、鴨川の堤外地の中の一つの流れとして見るべきなのか、それとも

河川法にやはりかかわってくる一つの川なのか、ちょっとその辺を教えていただきたいのですが。

○渡辺（京都府建設交通部河川課）

みそそぎ川は、河川法でいうと鴨川です。一くくりに鴨川の中の流れが分かれているだけで、みそそぎ川というのは通称で、川の中、堤外地の中の一部という扱いになります。

○田中

堤外地の中の鴨川の分流ということになるのですね。

○渡辺（京都府建設交通部河川課）

そうですね、はい。

○田中

堤外地の一つの河川の流れなので、河川法に当然基づくものだと、ちょっと素人っぽい判断ですが、となるとそこでの構築物というのは、やっぱりいろんな意味でハードルが高くなってくるような気がするのですが、この辺の見解はどうなのですか。例えば、ここに絵が描いてあるように、これはもう昔からの伝統的なものなのですが、実際こう組んであるわけですから、みそそぎの上に。そうすると治水上の問題も出てきますし、それはもうどうなのでしょう。どういう具合に判断したら。このままの形でいいと。

○渡辺（京都府建設交通部河川課）

おっしゃるとおりで、納涼床も川の中につくっているということで治水上の問題をクリアできるような形でということで、審査基準を決めてそれに合った形でやっていただくということでつくっております。納涼床については、条例の中にもありますように、あの期間限定でつくっていただいていますので、河川法上はあくまで仮設の構造物という取り扱いで基準を決めて設置していただいているところです。

○田中

もう一つ、違和感を感じるんで。伝統的なものなので、多分そういう形で行かざるを得ないという事情もいろいろあろうかと思うのですが、先ほど中村委員からもおっしゃったようにその場所でじっとして見るのと外側から見るのと随分景観が変わりまして、確かにあそこでごちそういただいて東山を見たり、遠景を見たりするのはいいかもわかりませんが、逆に川端通を通る観光客にとっては、どうかすれば何かあんまりきれいな感じはしないなあというふうな声も、まんざら少なくないのですよね。だからそういう意味でも、もう少し、ああそうか、これが伝統的なものなのだなあというふうな、文化的な建物とし

て、何とかやっぱり工夫していただきたいという観光客の気持ちも含めてお願いしたいな
と思っております。以上です。

○金田座長

私が質問を申し上げるのは恐縮ですが、これからの話で恐縮ですけど、今の審査基準
ですが、5年間は移行期間があって、いうならばその間は既存不適格という形の構築物
があるということを容認しているわけですね。その最後のシーズンが今回で、その次から
はそれはなくなるはずのものなのですね。実際にそうすると、不適格なものは今年までは
存在するけれども、次からは、来年のシーズンからはもうそんなものは絶対存在しないの
だという形に、本来は杓子定規にいけば実施すべきものなのですが、そういう方向に行
くためにどのようにお考えになっているのかということについて、ちょっとお聞きしたい
のですが。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

ではお答えをいたします。今、座長言われましたとおり、次の許可申請、その時点で
はまだ最後の猶予の年ということですね。私どもとしましても、さらにその次の年度にはし
っかりしたものを出示していただかなくてはなりませんので、昨年からは京都鴨川納涼床協同
組合さんの年2回の総会で、その点についてはいろんな資料に基づいて適宜説明をさせて
いただいています。そういった中で、久保理事長からも各加盟店の方々へ常々、口を酸っ
ぱくしてご指導なりしていただいている状況にあります。

私がお話の中でまず申し上げましたのは、この秋に床が撤去された時点で足元、
つまり在基部については一度全部チェックに入ります。その時点で指摘を受けて悪い状態
であれば、それは即直していただかないと次の申請が受けられないという状態でチェッ
クをかけます。次、上物につきましては、これも久保理事長から言っていたのですが、
申請した図面と実際が違えば困る。つまりペテン的なことはやめていただきたい
ということをごきっちりとおっしゃっていただいていますので、まず図面審
査をごきっちりさせていただきます。そうした中で不適格があれば省いて申請をしていただ
き、その店舗は営業は控えていただくということになります。さらに、万が一ペテン的な
ものがあった場合には、これは組合のほうとご相談なのですが、途中からは是正するなりそ
ういったことも具体的に検討を重ねていく必要があるのかなあというふうには考えていま
す。

○金田座長

大変だとは思いますが、5年の猶予期間というのは相当長いというふうに普通は考えると思いますし、その期間を経て次の段階に入るときにせつかくの規定がちゃんと遵守されないということだと困りますので、ぜひとも組合のほうと連携をしながらきっちりこの基準が施行されますように、大変だとは思いますがご尽力をどうぞよろしくお願いいたします。

○飯塚

簡単に2点だけちょっと教えていただければありがたいです。先ほどの松井委員のお話にもあったのですけれども、三条一四条間の先ほどの整備状況のところとも関連するのですけれども、昨年の床の設置のときに重機のトラックが入っていて、土系舗装の部分に結構ダメージがいきそうだなあと見ていたのですけれども、そういった大きい車とかトラックが入っても大丈夫なのかどうかというのを1点お聞きしたいです。あともう1点は、ここ数年毎年、川床の構造を興味深く拝見していて、一軒一軒全部調査して写真を撮っているのですけれども、昨年の床でちょっと見受けられたつくりで、床の部分に掘りごたつ形式の床がここ最近ふえていると思うのですけれども、構造上は問題ないのかどうか教えていただきたいです。例えば「すじかい」構造のように水が当たったときに危ないというお話でそこら辺の規制、改善が必要な事例が出ていたと思うのですけれども、床の部分にちょっと1段下げて掘りごたつみたいな形である床があるのですが。むしろそのほうが利用者は利用しやすいと思うので非常にいい形なのかなあとは思っているのですけれども、果たしてそれが基準としてオーケーなのかどうかという2点です。

○金田座長

土系舗装のところの車両との関係と、それと掘りごたつ的な構造について、事務局はいかがでしょうか。

○辻田（京都土木事務所副室長）

私のほうから、まず1点目の大きな車が大丈夫かということなのですけれども、土系舗装の部分につきましては、下にコンクリート板を入れておきまして、納涼床とかの設置撤去で使われるというのも前提にしております。しかしながら、土系舗装というのは柔らかいものだというので施工しておきまして、かなりデリケートなものでございますので、大丈夫なようにはつくっておるのですけど、丁寧に扱っていただきたいというものとご理解いただきたいです。

○久保

さっきの舗装の件と、それから業者のほうに、これは先ほども事務局のほうでおっしゃっていただいたのですけれども、個別の床を出される組合員のほうでオーダーをしている業者でございますので、これまではほんとに野放し状態というのですか、私が理事長を受けましてもう10年近くはなるのですけれども、それまではもう好き放題やり放題という状況で、現実問題指導も正直なかったのですね。ですからやっぱりそれではいかんやろうということで、私になって事務局はかなり厳しくなりました、物すごく突然もう厳しいことばかり言い出すので、総会とかあったらそれまではもうほとんど出てこられてなくて委任状ばかりやったのが、今8割方出席されています。その中でさっきちょっと委員のほうにもおっしゃっていただいた厳しいこと、取引の業者、孫請けまで全部、組合員に出させています。やったのを現認したら、そこに全額お金は出させます。

さっき言うたみたいに、必ず鉄板、床を設置する場合の大きな重機を入れる場合、固定したら荷重かかりますので、そこには必ず鉄板、相当厚の鉄板を敷くということに規定しております。これは見回りもしていますので、やっていただいております。ただ、ちょっと事務局のほうから先ほどがありました、新しく整備したところの芝を、どこのばか者かわかりませんが踏んでいって、私も現認いたしまして写真も撮りました。ただ誰がやったかというのわかりません。それでもこちらの組合上、やっぱり責任は組合にありますので、組合のほうで全てというわけにはいかなかったのですけれども、ある程度、費用を負担させていただきました。

もう一つ、えぐれているやつですね、あれは、底をわずかに上に上げて、足を伸ばせる状態にしているのですね。ですから、底がつかえているというわけではないのですけれども、そういう状態のものをつくっているというのが、その店の現状です。そんなにたくさんはないと思うのですけれども。

○飯塚

たくさんはないですね。

○久保

テーブル椅子が多いので、テーブル椅子に乗せるものですが、その点も指導上の注意はしていきたいと思っています。さっき田中委員からもありました、横の流水域の上から物が流れてきたときに引っかからないような部分ということで、170センチのところの「ぬき」より上、それも「すじかい」はだめです。そこまでは水が来ても、この棒だけやったら引っかかりは少ないだろうなあということで、一応基準を決めていただいて、

それを順守してやっていくという形で。ですから、もし万が一来年度できないということであれば、もう組合サイドのほうも相当腹をくくっておりますので、全部に許可を出さないということも。だから事務局のほうからおっしゃっていただく以上に真摯には受けとめておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○土居

近年地震が大変多発しておりますが、この納涼床の耐震基準というのはどうなっているのでしょうか。

○金田座長

いかがでしょうか。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

お答えをいたします。先ほども申し上げましたように、これは期間を限定して河川法上の仮設工作物という位置づけをしております。はっきり申し上げますと、床の耐震とか構造上の安定計算等については、審査上は求めていません。

○金田座長

要するに、河川敷の中における仮設の施設だという位置づけだろうと思いますので、そういう構造の審査はしていないと思いますが、今のお答えもそういうことだろうと思います。

○土居

もし万が一のときのリスク管理というのは、いわゆる想定していないということなのではないでしょうか。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

おっしゃるとおりで、全て各オーナー様の責任においてしていただくということです。

○金田座長

いろんな考え方があると思うのですが、河川敷は本来そういう常設の、人がそこで活動するような部分を設置するという範囲ではありませんので、それを審査するというよりは、もしそれがだめだということであれば、むしろ撤去する方向に行くのだろうというふうには思いますが、やはりそれは個人のリスクの中でそれを利用するというところだろうというふうには思います。

3番目までまいりました。例によって長い会になっておりますが、ちょっと休憩を挟ませていただきたいと思います。私のメモには15分ほど休憩したらどうですかというメモが来てあるのですが、ちょっと15分は長過ぎるので、大変申しわけございません、10分の休憩にさせていただきます。それで、31分か2分ぐらいからまた再開させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〔午後 3時21分 休憩〕

〔午後 3時31分 再開〕

○金田座長

お急がせして恐縮ですが、再開させていただきたいと思います。議事の4番目になります、「鴨川公園におけるゴミ箱の改善方策について」。以前からいろいろご検討いただきまして、ご意見も承って、とりあえず試行をやっていただくということで進めていただきました。まず、事務局からご報告をお願いいたします。

○大井（京都府建設交通部都市計画課）

失礼いたします。都市計画課公園担当の大井と申します。よろしくお願いいたします。

鴨川のゴミ箱の改善方策についてということで、以前からこの府民会議の場で数回ご議論いただいているところですが、前回の府民会議におきまして、試行調査を実施してみたいということで提案しまして、皆様のやってみたらいいのじゃないかというご意見もいただきましたので、この秋に実施いたしました。調査期間としましては、資料の4の上から書いておりますが、昨年の秋、10月29日から11月25日、紅葉のいい時期、極端に寒くなる前の時期を狙って、ちょうど人出が多くなるのかなということで、その期間をターゲットにいたしました。前半の2週間、10月29日から11月の11日までをこれまでどおりの状態で、どういった状況だったかということの現状、現況把握調査を行いまして、試行調査としまして、後半2週間、11月12日から25日まで実施しております。

調査内容としましては4つございまして、4つの調査を4カ所で実施しております。まず1つ目でございますが、ゴミ箱の数を減少させる調査を行いました。目的としましては、ゴミ箱を減らした場合、ゴミの量と、それから減ったことによるゴミの散乱状況がどうだったかということ进行调查しております。場所につきましては、荒神橋から丸太町橋の左岸側で8個置いてあったゴミ箱を4カ所、半分に減らしました。各ゴミ箱のゴミの量、その中に含まれている家庭ゴミと思われるものの混入量も含めて調査しておりまして、ゴミ箱に入っているゴミの量を目視によって数値化して、評価しております。あわせて写真

も撮影するといったような調査です。減らしたことによる影響が上下流のほかのゴミ箱に
どういう影響をするかということも評価したかったので、荒神橋の上流側1つ目のゴミ箱、
それから、丸太町橋の下流側1つ目のゴミ箱については、そのままの状態で行前の調査を
いたしました。

2つ目でございますが、ゴミ箱を蓋付きのゴミ箱に設置したらどうかということで調査
しております。これにつきましては、以前から鳥類によるゴミのあさり、散乱といったも
のが指摘されていまして、蓋付きにしたらどうなるかということ調査いたしました。
場所は、葵橋から高野川の合流部の両岸3カ所のゴミ箱を、市販の蓋付きのゴミ箱を購入
いたしまして、蓋のないゴミ箱から蓋付きにかえたということでございます。鳥によるゴ
ミの散乱の有無を調査しております。クチバシでゴミ袋がつつかれたというような跡につ
いても、調査しております。

それから、3つ目の調査でございますけれども、ある区間のゴミ箱を全部撤去してしま
ったらどうなるかという調査をいたしました。目的としましては、ゴミ箱を撤去した場合
のゴミの量とゴミの散乱状況を調査しました。場所は、北山大橋、京都土木事務所のとこ
ろから北大路橋の左岸側、ちょうど半木（なからぎ）の道に沿った箇所でございます。こ
の区間、9カ所設置されておりましたゴミ箱をすべて撤去いたしております。評価、数値
の調査内容につきましては、①番のゴミ箱の調査と同じでして、量、それからその中に含
まれる家庭ゴミの混入量をあわせて調査しております、その影響が前後に及ぶかどうか
ということで、それぞれの橋の上流側、下流側のゴミ箱も調査しております。

それから、4つ目でございますけど、家庭ゴミの混入調査ということで、以前この会議
でも報告させていただきましたが、家庭ゴミの混入がよく見られると想定されました上賀
茂橋から北山大橋の左岸側で、ここでも3カ所あったゴミ箱を2カ所に減らしまして、家
庭ゴミの混入量の変化を見る調査をいたしております。

ちょっと2枚目以降、いろいろ調査結果を報告させていただきますけれども、注意点と
いいますか、あくまでも今回、目視でゴミの量を数値化しておりますので、正確な体積を
はかったりとか、重さをはかったりとかしているわけじゃございませんので、数値として
は一定、誤差は含まれているということをご承知いただきたいということと、2枚目以降、
数値を示しておりますけれども、基本的にゴミ箱が満タンの状態になった状態を1という
数字であらわしております。また、具体的な数字を、説明しながら説明いたします。それ
から、家庭ゴミと一般的な利用者が捨てたと思われるゴミの区別でございますけれども、

これにつきましては、中身を全部調べているわけじゃございませんし、出どころがどこだというのを特定することはできません。あくまでも調査員の主観が含まれている数値ではございます。

1枚めくっていただきまして、それぞれの場所の調査結果について取りまとめてみましたので、説明させていただきます。（その1）と書かれているところでございます。先ほど説明しました順番で、下流側から順番に並べております。ゴミ箱減少調査ということで、荒神橋から丸太町橋の間で実施いたしました。実施内容は、先ほどの説明させていただいた内容です。そこに図を描かせていただいておりますが、ちょっと細かな図になって大変申しわけございませんが、赤と青の丸数字で番号が入っております。これがゴミ箱の設置されている場所でございます。このうち、前期の現況調査の中では、すべてが置かれた状態で調査いたしまして、後期については青の丸の部分のゴミ箱を撤去いたしました。

その下に表を2つつけておりますが、ゴミの量、それとゴミの散乱状況調査ということで、上の表を見ていただきたいのですが、まず、1番目、ゴミ箱番号①の減少前ということで、8.4という数字を書いております。これは、減少前の14日間で、①のゴミ箱において14日間の総量が8.4杯分のゴミがあったということです。1日平均にしますと、0.6程度のゴミが入っていたと。ゴミ箱に6分目ぐらいまで、毎日平均して入っていたという数字でございます。それから、2段目の全体というところに33.9と書いておりますが、これは②番から⑨番までの8個のゴミ箱の14日間の合計のゴミの量でございます。ですから、1個当たりに直しますと約4.2ぐらいになります。下に1個というふうに書いていますが、これが1個当たりのゴミの量でして、これのさらに14分の1、0.3が1つずつのゴミ箱に入っていた、1日のゴミの量ということになります。ちょっと単位とかが入ってない数字なので、ご注意いただきたいなと思います。

調査結果のまとめでございますけれども、ゴミの総量につきましては、上の表の一番下をごらんいただきたいと思いますが、減少前、減少後で、減少前は46.0であったのが減少後は29.3ということで、もちろん、ゴミ箱を撤去したことによってゴミ箱に入っている量が減少しております。一方、残したゴミ箱につきましては、上の表の2段目と3段目をごらんいただきたいのですが、全体としてはゴミ箱の総量が減っておりますので、ゴミの量が減っているのですが、1個当たりに換算しますと、4.2から、3段目の数字ですけど、4.2から5.3に、わずかですがふえていっているといったような状況が見られました。

それから、ゴミ箱を減少させたことによりまして、ゴミがどれだけ散乱したかというこ

とでございますけれども、上の表の4段目に散乱・放置という欄をつくっておりますが、もともと設置していた状態では、この調査期間、散乱・放置したゴミはございませんでしたが、調査後、0.3ということで、わずかにふえたというか、そういったゴミが認められたということでございます。

上下流の橋、橋の上下流のそれぞれ1個ずつのゴミ箱を調査しましたが、ここについては、この減少させたことによる影響が、上下流には特に影響が見られず、かえってゴミの量が減っているといったような状況が見られました。

一方、家庭ゴミの混入量でございますけれども、下の表をごらんいただいて、下の表の一番下の数字が家庭ゴミと思われるゴミの総量でございますが、減少前と減少後では7.6から7.0ということで、ほとんど差が見られませんでした。

次、裏面の(その2)をごらんいただきたいと思います。ここにつきましては、蓋の設置による鳥類の被害状況ということで調査いたしました。ちょっとここにつきましては、ゴミ箱の置きかえのとき、タイミングがうまくいきませんで、蓋なしの調査期間が15日間、2週間と1日。蓋付きが、2週間いっぱいではなくて、13日間といったような調査になっております。調査結果ですけれども、蓋なしのときにおける鳥の被害状況ですが、のべ8/45と書いておりますけれども、これは15日間で3つのゴミ箱を調査いたしますので、調査ターゲットが45回あると、45回、箇所あるということですが、そのうち、8回でゴミをあさった跡が見られたということでございます。蓋付きにした場合は、3/39回というふうに、割合的にも数的にも減ってきたといったような状況が見られました。下に被害状況の写真を添付しております。

この調査のまとめといたしましては、蓋付きにしたことによって鳥の被害は減少したのかなというところ。それから、散乱の状況も、上の写真見ていただいたらわかりますけど、これがいいわけではございませんが、蓋なしの状況よりはましになったのかなといったところ。この区間につきましては、非常に利用者も多いということで、ゴミの量も多い箇所でございますので、写真、右上の写真ですけど、蓋付きにしたことによって、ゴミ箱に入らなくなったゴミみたいなものが横に置かれるとか、そういった状況が見られました。今回、試行調査ということで、余りゴミ箱のデザイン、形、大きさというのを十分調査する時間も検討する時間もなく、市販の安いゴミ箱を使用したので、蓋の部分、そこに鳥とかが首を突っ込んで、ぴゅっとゴミを出せるような状況でしたので、これも右上の写真ですけど、恐らくこのビニール袋は、ゴミ箱の中から引っ張りだしたのではないかな

と思われるような状況も見受けられました。

次のページをごらんください。ゴミ箱調査（その3）でございます。ここは、ゴミ箱をすべて一定、橋から橋までの区間、すべて撤去いたしました。北山大橋から北大路橋の間でございます。青で書いてある丸の番号のところにあるゴミ箱を撤去いたしました。ここも同じように表をつけておりますが、調査結果といたしましては、ゴミの総量につきましては上の表の最下段に書かせていただいておりますが、撤去前、撤去後ということで、29.1あったものが5.3ということで、大きく減っております。ゴミ箱を撤去したことによるゴミの散乱、それから放置の状況でございますけれども、これも上の表の散乱・放置の欄でございますが、撤去前は認められなかった放置・散乱という状況が、撤去後は、わずかですけれども1.2ということで認められました。

それから、この区間の橋の上下流、撤去区間外のゴミ箱への影響でございますけれども、上の表の①、ゴミ箱番号①、⑩のところを見ていただきますと、片一方ではわずかにふえているのですが、片一方では減少したということがあって、撤去したことの影響が上下流にどう影響したのかということまでは、この調査結果からは判断することはできませんでした。

この区間における家庭ゴミの混入量の調査ですが、下の表の一番下に家庭ゴミの総量を書いておりますけれども、家庭ゴミと思われるゴミにつきましては、5.2から1.7という数字に減少したといった状況が認められました。

最後のページでございますけど、上賀茂橋から北山大橋で3個あるゴミ箱を1個撤去するという調査を行っております。調査結果の表を添付しておりますが、まとめといたしましては、家庭ゴミの混入量は、この区間におきましては上、そこに書いてある表の一番下に合計の数字を書いておりますが、撤去したにもかかわらず3.1から3.9へと、わずかですが増加したといった状況でございます。

それと、先ほど説明いたしましたその1、その3の結果も含めまして、家庭ゴミの量としては明確な傾向が見られませんでした。その1では、家庭ゴミの量はほとんど変化しておりませんでしたし、その3においては減少していた、その4の調査ではふえていたということで、余り明確な傾向がつかめなかったというのが現状でございます。それから、家庭ゴミの調査を実施している際に調査員が目撃したのですが、ゴミ箱の近くの道路に車やバイクをとめて、さっとゴミだけ捨てて帰っていくという姿が認められたということを知っております。ただ、ちょっと補足ですけど、車やバイクで捨てに来てはりますので、

必ずしもこの沿川の住民の方ということではないのではないかなあというふうに思います。

それから、最後ですけど、そういう行為がしやすい場所、車のとめやすい橋の直近であるとか、公園の出入り口である階段とかスロープのそばのゴミ箱というのは、そういう不法投棄が生じやすいのかなあといったようなことがうかがえる調査結果となりました。

以上、試行調査の結果ということで報告させていただきます。

○金田座長

ありがとうございます。ご質問ございませんでしょうか。4種類の調査をしていただいたのですけれども。

はい、どうぞ。

○高橋

調査のその2ですけれども、ゴミ箱を、白いゴミ箱置かれました。ただ、私もこれを見ましたけれど、白いゴミ箱は、既存のゴミに比べて少し小さいサイズですよ。そうすると、ここでのゴミ箱の総量の量がまた違うというふうには思うのですけどね。ささいなことなのですけれども、確かに白いゴミ箱置いてあって、白でこれはちょっと目立ち過ぎるかなあというふうには思っていたのですけれども、大分サイズが小さかったので、総量1ということで、蓋なしがどうのこうのというふうなことで、若干やっぱり比較が難しいのかなという気はちょっとしましたけど。既存のゴミ箱をお買いになったということで、同じ容量のゴミ箱ではないので難しいかとは思いますが、少しそんな気もしました。でも、何回か見ましたけど効果はあるようには感じましたけどね。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○村島

この調査で、その3で撤去されて、明らかに減るわけですね、この形で。要するに、当然ないから捨てられないという当たり前のことだと思うのですけれども。もう私は撤去派なのです、個人的にですね。もう今のこの時代に、ゴミは持ってかえるというのがごくごく当たり前で、確かに不届き者が、こうして捨てるのはあると思うのですけれども、それは時間がたてば減っていくものじゃないかなあというふうに思うのですよ。だから、明らかにこのような効果があるのであれば、どっかできるところからでもなくしていくという方

向というのは考えられないかなと思うのですね。

それと、私も北大路橋付近に住んでおりまして、夕方いつも散歩しているのですけれども、御菌橋のちょっと上のところで、鴨川を歩いているときにちょっとゴミ箱があったものですから、30分ぐらい横のベンチに座って、誰がどんなことしていくのかなっていうのを見ていたのですね。わずか30分だけの話なのですけれども、そのうち3人が捨てられました、3人が3人とも犬のふんだったんです。だから、犬のふんは拾ってはもらえるんですよ。で、結局、帰りにそのゴミ箱に捨ててかえられたという、ただわずか30分の話ですけれども。なければ、多分その方も捨てられないと思うのですよ。家に持ってかえられるか、途中でまた捨てられるかもしれませんけれども。基本的に、あるということがどうしても捨ててもいいよということを容認しているように思えますので、基本的にはなくす方向で考えられないかなというふうに思います。

これから4月、花見のシーズンとか、それから新入生の歓迎のコンパとか、もう鴨川ではいっぱい起こるのですよね。以前にもお話ししましたが、バーベキューをして、その残りの道具とか、ブルーシートであったりとか、ああいったものがゴミ箱の周りに散乱するのです。これは昨年もありましたし、多分、今年もまた同じようなことが起こるのじゃないかと思えますし、せめてその時期だけでも、取り払ってもらおうとか、そういうふうにすれば、ゴミ全体っていうのは、基本的に今の日本人であればまあ9割以上の人を持ってかえるというぐらいの道德心があると思えますので、そちらのほうに方向づけするというのを考えていただければいいのじゃないかなというふうに思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

今のご意見の方向は前回も議論されていたわけですが、ただ前回は、もしそういう方向でやるのであれば、それを周知して知らせる期間が十分ないとだめだということで、前回はそれが非常に期間が短い、どう考えても十分な時間はとれないということで、その方向は急にやるのは難しいだろうということで、こういうデータ収集をしていただいたという経緯があります。それで、事務局のほうでこういう調査をされまして、何か事務局のほうの方向性ないし確認事項がございましたら、ちょっと取りまとめてお願いしたいのですが。

○佐野（京都府建設交通部都市計画課参事）

本日は、この調査試行の結果を受けて対策いうところまでの提案はさせていただいておりません。本日の意見も聞かせていただいた中でそれは考えたいとは思っておりますけれ

ども、今、説明ありましたように、大きな方向としましては、ゴミ箱を減らしてもそんな散乱している状況は見られない、ゴミの量自体は減っておるとい、そういうところを踏まえていくと、ゴミ箱は減らす方向で考えていったらどうなのかなといことは思っております。

ただ、それを今回の調査区間、ゼロにしているところもございしますが、そこをゼロに、全くなくすのか、まさに減少させるのか、その辺のところも含めて少し提案をさせてもらわなあかんのかなと。それは、公園の利用の状況にもよると思ふのです。散策されている方であったり、例えば子供さんがキャッチボールみたいなボール遊びしているところであったら、またゴミの量も違いますし、観光客の多いところやったら違うでしょうし、また背後地が人家連担のところと道路のところでまた違うので、その辺も少し、厳密に考慮はなかなかできないでしょうけれども、その辺のこと考えたいと思ひますが、もう一つ、花見みたいなシーズンも、今度はどうするのか。減らす方向とい中、花見のときも減らすかどうかいのは、逆に、花見のときいのは、少し逆にふやすとい手もあるのかないう気はしていますが、その辺の部分でもしご意見があるようでしたら、ちょっと参考にさせていただきますたいと思ひますが。

○金田座長

どうぞ。

○杉江

頑張つて、こうやつてデータとつていただいたのですけれども、やはり、見るからに少なければ少ないほどゴミの量も減つてきているといのは事実やと思ひます。そこで、いろいろとシーズンとか、また場所によつてとか考へておられると思ふのですけれどね。私が思ふには、やるからには、当然いろんな広報機関も使つてですけれども、今後、鴨川の河川敷においては一切ゴミ箱なしで、ゴミは一切出さないといようなことを、やはりこれは広報すべきやと思ひています。それと、条例のほうで、当然、大きな不法投棄とかそういう場合については取り締まり的なことはあるのですけれども、こういった一般の小さな、例えばレジ袋を持って、もの買うた後ほかすとか、そういう小さいものを指導するような形、それをまた条例で細かく縛るといのも、ちょっとまたそれは行き過ぎかなと思たりはするのですけれども。

要は、みんなで鴨川を保つていこうとい意思を、どうい形でみんなに訴えるかといことが大事やと思ふのです。ですから、ゴミ箱を設置したりとか、しいひんとか、そん

なこまい小細工はやめて、一層、それこそ委員のほうに京都新聞社も来られています。それとNHK京都のほうの関係もありますし、いわゆる京都のほうの事務局として、府民会議ではこういうことを宣言したと、それこそ来年4月1日からやというような形で、一般市民、府民、また鴨川に来られる方に訴えるという方法はどうか。ただこの委員会の関係だけで、ああやない、こうやないだけやなしに、外に向かって、鴨川には一切ゴミは持ち込まないというような、心に訴えるような運動なんかしたらいかがかと思っています。

○金田座長

はい、ありがとうございます。結局、お二人が同じような方向のご意見だということですが、この件に関していかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○松井（恒）

私も杉江委員のおっしゃることいいと思うのですが、花見のときにゴミ箱をふやすというような感覚があるのでは、もうひとつどうかと思うのです。反対に、花見のときこそゴミ箱をなくしとけば、持ってかえってもらうと、ゴミはもう全部出さずに自分で持ってかえていただくというような意識づけのほうを先に進めないと、逃げるような形でそういうゴミ箱をふやしたりとかいうのは、また反対の方向じゃないかとは思いますが。

○金田座長

はい、ありがとうございます。今のお話は、イベントのときもその方向性をより周知して、理解をしていただくようにするというご意見ですね。

はい、どうぞ。

○飯塚

すいません、1点だけ。今の杉江委員の意見にすごい賛同するのですがけれども、鴨川全体でどれだけゴミの量があるかというのは把握されているのでしょうか。例えば、今、鴨川全体のゴミの数や量をわかっているのであれば、これだけ鴨川においてゴミが出ているというのをしっかりアピールして、これをどんどん減らそうじゃないかという方向性に持ってくと良いと思います。多分、杉江委員のほうに御存じだとは思いますが。

○杉江

手前どもは年間、定期的に定例の「鴨川クリーンハイク」という清掃活動やっております。これは、どういふか、区域を決めて、例えば五条から丸太町までとか、丸太町から北大路までとか、そういうことやっております。それと秋に、この委員会にも参加してもう

てますけれども、「合同クリーンハイク」をやっております。北は西賀茂橋、南は塩小路橋、あと白川とか明神川、高瀬川とか、いろんな団体、ことしは1,600人いたのですけれども、やはり量は一時減りました。昔やったときは、はっきり言って10トン以上ありました。けれども、確かに3トンから4トンぐらいを前後しております。というのは、現実問題、土木事務所のほうが、全部清掃の関係をグループ組んでやっておられます。ゴミ箱のゴミの回収とか、河川敷を歩きながらやっておられる。けれど、草むらとかにはすごくゴミがあります。それと、定例でも、やっぱりそこそこあります。

だから、ゴミがほんまに減るかなあと思たら、情けない話、全然減りません。けれども、そんなん言うても、きりないのですよ、これは。だから、思い切って、やはりそれぞれ鴨川に来られる方に、それは訴えな仕方ないと思ってます。ですから、何もゴミ箱なくなったら、結構、今の話、あれは高齢者事業団ですか、いろいろとやっておられますけれども、それはそれで通常のパターンで、河川敷に落ちているゴミを回収していただくという形に持っていけばいいかなと思っておりますし。そんなんで、我々はしょっちゅう掃除はできませんけれども、やるたびに結構やっぱり量はあるということです。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○中村

ゴミ箱を撤去しようっていう理由の一つに、先ほどおっしゃったようなカラスとかトビによるゴミ箱荒らしの被害、それを防ぎたいという目的があります。最近、トビが人に怪我をさせたりとか、そのような問題が発生したことによって、ますますこのような問題がエスカレートしていくと思います。そのような意味でも、ゴミ箱は撤去してほしいと思います。そしてその理由を、まず市民に知ってもらわないとダメだと思います。ただゴミ箱を撤去しましたよ、だけじゃなくて、この様な問題や被害もあり、やむなくこのような対策を講じることになった。餌づけの問題も同じです。このような問題が生じ、生態系のバランスが狂い始めている。様々な被害も出ているのでこれ以上は野生動物に餌を与えないでください、と云うような説明が必要ではないかと思います。そして京都市民の一人一人のモラルの向上を願ってやまない。

でも、やっぱりゴミ箱置いといてほしいなあっていうのは、カラスの言い分ですけどね。

○金田座長

はい。

○杉江

それとね。そしたら、ほかすところないやないかという人もあります。けど、最近の話、コンビニ行きゃちゃんとゴミ箱あります、分別で。手前どものほうの「鴨川茶店」とか「鴨川納涼」やっておりますけれども、そのときあえて、茶店なんかでもゴミ箱は撤去してくれと言います。もし置くんやったら、例えば北大路橋の付近に一つ、上がったとこね。そして、北山橋の付近に、下がったとこに一つ。それは、それぞれ河川敷に、そのの会場に来られる方がほかしてほしいということですね。だから、会場内においては、物産店やっておりますけれども、学生諸君が分別収集を2カ所でやっております。だから、持ち込むゴミは全部これ引き受けております、分別収集で。ですから、なまじっか誰でもほかせるような形はもうだめです。すぐ満タンになります。だから、あえて催しすることによって、この運動の趣旨をわかってくれということでやっておりますので、「鴨川納涼」にしる「鴨川茶店」でも、それこそ川の中まで入って、メンバーが掃除をしたりとかいうこともやっております。ゴミ箱があったほうが我々楽かもわからんけれども、なかなかそれではこの運動いうのは広まらないと、こう思っておりますので、よろしくお願いします。

○金田座長

ありがとうございます。皆さんのご意見は、イベントも含めてゴミを持ち帰るというスタイルをつくる方向に向けて考えるべきだというようなご意見だと思いますが、何かほかかに。

○高橋

そのゴミ箱があるなしの問題については、話を聞いていると、ゴミの総量っていうのは恐らく変わってないやろと。そのゴミの総量が、どこで処分されるか。例えば、コンビニのゴミ箱になるのか、鴨川の河川敷に置いてあるゴミ箱になるのか、それとも家庭ゴミになるのか。要は、総量は変わらない、その処理の方法になる。その処理の方法で、鴨川の公園がより快適に使いやすくなるということを考えると、鳥の問題もあるかもしれませんが、一挙に全部なくしてしまうということになると、これは、鴨川を利用する人たちが京都市民だけではありません。いろんなところからの観光のお客さんも、特に三条、四条、そのあたりはご利用になります。そういうこともすべて考えると、一挙になくすというよりも、鳥の被害をなくする蓋付きのゴミ箱で、しかも、ある程度、イベントのとき

に何カ所かというふうな話もありましたけれども、ゴミはここで捨ててくださいというふうな意識づけをしながら、鴨川の美化を進めていくというのも一つの方法ではないかと思います。一挙にゴミ箱がなくなってしまうと、この調査のときにもたまたま、私、1週間に何回か鴨川の縁をずっと走るのですけれども、20キロほど走りますけど、それ見ていると、やっぱりゴミっていうのはあります。これは絶対仕方のないことです。ゴミの総量が変わらない、その総量の処理の仕方を適切な美化と環境問題、あるいは鳥の問題を含めて検討すべきかなと。一挙になくしてしまっただけで啓蒙するというのは、私はちょっと性急ではないかなという気がします。だから、蓋付きのゴミ箱も含めてお考えいただければと思います。

○金田座長

今のご意見は、方向性はいいけれども、急にやるのではなくて、段階的にというご意見だろうと思いますが、ほかにご意見ございますでしょうか。

それで、もうちょっと承りたいのですが、この話は、ご意見を踏まえて事務局にまた、どう対応するのかという案を少しおつくりいただきたいと思います。今のご意見としては、イベントも含めてゴミ箱を撤去し、なくす、ゴミを持ち帰るといった方向に向けてやるべきだというご意見と、急激にやるのは必ずしもよくないんじゃないかというご意見もありました。

それで、もう一つ、皆さんご指摘のように、どういった形でそれをインフォメーション流して周知していくかと、理解してもらおうかということについてのご意見ですが、事務局がいろんな提案をされるときにも、その点に関しての参考意見もあれば助かると、恐らく思うのですが。例えば、先ほど既にバーベキューとか花火とかについてのご意見もありました。学生サークルの方の協力を求めてやるという、それが同時にいろんな形のインフォメーションを広く流すということにもなるかという話がありました。だからそういう話も、この方向性についても出てくるんじゃないかと思いますが、そのほかに何かそういう理解をどのように広げるのかということについてもご意見をいただければ、事務局がまた具体的にご検討くださるときにアイデアになると思いますので、その点につきましてもご意見いただけたらありがたいと思うのですが。

はい、どうぞ。

○杉江

やはり、それは地元のほうのマスコミ関係、KBS京都、テレビ、ラジオもあるし。そ

れと、NHKの京都放送。そして、京都新聞。地元のほかのマスコミ関係、リビングとかそういうもの。先ほど、徐々にという話が出ていましたけど、徐々にやと、あそこはいつもほかしている場所で、そこでほかせるとしてまた来はって、なかったら、しゃあないほかしたろかとなる。だから、私は一斉にばんと打ち切ったほうがより効果的に、初めのうちは知らんと持ってきた人がほかすかもわからんけれども、やっぱりそういうなんで統一したほうがいいかと思えます。ですから、地元、やっぱりローカルとして、この運動を盛り上げていくのであって。ほんで、そういった面が今度、逆に京都に観光に来られる方が、恐らくいろんな情報の中で、「あっ、鴨川にゴミ一切持ち込めへんのやな」というような形で、京都市の観光協会のホームページとか京都府の観光連盟のホームページとか、そういった面で、今は全部情報はホームページからインターネットでとりますからね。そういった面を、みんなそれぞれで協力していただくように持っていったらどうかなと思っています。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○坂口

よろしいですか。

○金田座長

どうぞ。

○坂口

NHKです。すいません。ずっと議論を拝聴しておりました。それで、NHKとしても、そういう面でいうと、私ども、環境だとか京都の景観とかに非常に興味を持って、地域の情報発信、これまでもしてきましたし、放送でご協力できる場所はあるのじゃないかというふうに思っています。ただ、この議論のプロセスそのものをご紹介というのは、なかなか難しいものですから、例えばこのゴミ箱に関して言えば、例えば、いついつからこういうふうに変えるということでご決定が出た段階で、当然、それまであったものがなくなる、例えばなくなる場合は、賛否の住民の方もいらっしゃるでしょうけれども、こういう趣旨でなくすことに決めた、についてはやっぱりゴミは持ち帰ってくださいというようなことで、事前に周知・広報するというようなことでご協力はできるのかなあというふうに思っています。京都というのは、そこにお住まいの方だけではなくて、観光で来られる方も

たくさんいらっしゃいます。NHKの府県向けの放送だけでは十分行き届かない部分がございますので、そういう面でいうと、現地にきちっと伝わるような看板や、何かそういったものも、実際には、きめ細かく伝達し、いろいろ工夫をもって周知をされたらどうかというふうに思っております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかに。

はい、どうぞ。

○土居

このゴミ問題につきましては、鴨川のゴミ箱とかゴミの問題だけではなく、いわゆる京都全体、オール京都で取り組まなければならないというふうに思います。ですから、京都府観光協会、京都市観光協会、それからJRさん、それから旅行会社さん、すべての方々に告知をしながら、京都、ちょっと今思い浮かばないのですが、ゴミゼロ宣言みたいな、何か〇〇宣言みたいなものをつくりまして、そして、その宣言のもとに、ゴミ箱は鴨川は撤去しますっていうような形。例えば、4月になりますと、円山公園でも鴨川でもお花見の人が多いですけれども、最近、お弁当もいわゆるお弁当箱が売れています。それから、ペットボトルじゃなくて、持参するものが売られています。水筒が、保温のある水筒が売られています。そういった形で、京都はエコな取り組み、環境の取り組みとともに、ゴミ箱も、自分で出したゴミは自分で持ち帰るっていうような、何か大々的なそういうキャンペーンの中の一つとして、鴨川のゴミ問題を取り上げていただければいいのではないかと思います。ただ、鴨川のゴミ問題だけを全面に出すのはちょっとしんどいかなと思います。ですから、何かオール京都で大きなそういうキャンペーンをして、その中で、鴨川にゴミ箱はありません、ご自分でお持ち帰りくださいというようなキャンペーンもなさったらどうでしょうか。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○金剛

ゴミの問題、大変ちょっと難しい問題だと思いますけど、今、世の中の流れが、ものが過剰にあふれて、なるべくシンプルにという、エコの方向で全体がなっている、そういう世の中、時代だと思います。なるべくものは持たない、買わない、なるべく資源は大事に

と、そういう大きな流れに沿って考えますと、やはりゴミはなるべく出さないで自分で持って。私も先週、1週間近く旅行しましたが、ゴミを捨てたいと思うことはなくて、やっぱり何か出ても自分で持ってかえるし、特に旅行者としてもあんまりそういう必要性を感じませんでした。やっぱりこれも人間の生き方の問題というか、意識の問題にかかわってくると思うのですが、京都からそういうことをそろそろ発信するっていうのもおもしろい、おもしろいっておかしいのですが、生き方として大事なことなのかなというふうに、ちょっとそんな感想を持ちました。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○野口

ゴミ問題についていろんなご意見があるようなのですが、各論併記じゃなくて、せっかくこういう府民会議で集まっているので、いろんなご意見ある方もいらっしゃるけれども、方向性としては、府民会議としてはこうだというような形で結論することにはできないのでしょうか。例えば賛成、反対をとるということですね。

○金田座長

私が今、承っているところは、反対の方はおられないと思うのですね。具体的にどういうふうに。

○野口

そうですね。

○金田座長

実施するかということの方向、やり方について少し違う意見、ご意見もあると思いますが、この府民会議の委員として今のところいただいたご意見に、その方向性に反対というのはなくて、むしろより積極的だろうというふうに思います。むしろ、私どもはここで、きょうのご意見いろいろご意見ありますけれども、それをお聞きした上で、事務局でその実施のためのいろんな方向を少し具体的に考えていただいて、それを、次のときかもう1回次になるかちょっと不確定ですが、ご提案をいただければありがたいなあというふうに思います。

○野口

杉江さんが先ほどおっしゃったゼロにするというのは、非常にアピールとして、目標と

して掲げて誇りにできるようなことだと思うのですよね。ですから、むしろ、この機会にゼロにしようというようなことでまとまっていったらいいなど、個人的には思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。またしても強い意見が加わりました。

はい、どうぞ。

○村島

ゴミ持ち帰り運動っていいですかね、ゴミゼロ運動っていうのは、この前、私、NHKでしたかね、BSだったかで、尾瀬が始まりだと。尾瀬で、最初は何かゴミがいっぱい出てきて尾瀬を守ろうという皆さんが運動を始めて、尾瀬からはゴミをみんな持ってかえりますよというのが、日本で始まったゴミ持ち帰り運動というふうにお聞きしたのですね。で、ほんなら、尾瀬と鴨川どんだけ違うねんという、要するに、尾瀬にあんだけ行かれる、魅力ある何かがあるわけですね、その場所、尾瀬自体に。鴨川もそういったある程度魅力というものをつくっていかないと、そういった運動だけを一生懸命唱えても、なかなかまたそういったところは難しい、ただの普通の散歩の道路だけではゴミはなくなっていかないというふうに思うのですね。だから、せっかくこのぐらいの皆さんが集まって、鴨川を議論しているわけですから、鴨川の魅力づくりと結びつけたような形でアピールしていくということが必要なんじゃないかなと思います。ただ鴨川でゴミ捨てないでくださいっていうのじゃなくて、鴨川にこれだけ魅力ある、日本各地から、世界から来てもらえるところなんですよというアピールとともに、みずからゴミも当然持ってかえるというような、そういった総合的に何か持っていくような形の運動というのをやっていったらどうかなと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

それでは、この議論はきょうで完結するわけじゃありませんので、ちょっと事務局のほうで具体的に検討していただいて、次回かその次になるかはちょっと不確定ですが、改めてこの方向でご提案をいただけませんかでしょうか。

○中野（京都府京都土木事務所長）

はい、ありがとうございます。今、座長もおまとめいただきましたですけども、この府民会議そのものの趣旨は、改めて言うまでもございませんけど、決定していただくというような位置づけにはなっておらず、各方面からいろんなご意見をいただく中で、参考に

させていただき、役立てていこうという趣旨でやらせていただいています。条例でもそういう位置づけだと思います。今も、大変いろいろご意見いただきましたので、我々ももう一度真剣に考えさせていただきまして、次回になるのかその次になるのかはちょっと今、事務局も迷っておりますが、よりよい方向性の提案ができればと思っております。また、広報につきましても、ご意見を聞かせてもらう中で実施に向けて考えていきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○金田座長

はい。ぜひともどうぞよろしくお願ひいたします。

そういたしましたら、この議論はまた、具体的にはいずれもう一度ちゃんと意見を申し上げるチャンスもあろうかと思ひますが、本日はここで打ちどめにさせていただきまして、議事の5番目に移らせていただきたいと思ひます。「鴨川四季の日」についてご説明をお願ひします。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、時間も余りございませんので、手短かに説明をさせていただきます。資料5をごらん願ひます。「鴨川四季の日について」ということで、まず秋の実施結果ですけれども、秋につきましては、平成24年10月14日から28日までを期間といたしまして、ここに掲げていますように、ホームページによるいろんな情報発信。それから2番目としましては、「第19回鴨川合同クリーンハイク」ということで、「鴨川を美しくする会」さんの主催で10月14日に実施されまして、1,844人、80団体が参加して、清掃に取り組んでおります。鴨川府民会議からもメンバー有志に参加していただきまして、北大路橋から賀茂大橋の美化活動に取り組んだところでございます。それから、3番目としましては、これも例年の取り組みですけれども、府庁内の展示コーナーでの展示による啓発。それから、4番目としましては、府民だより「四季の日」のPRをしたということでございます。

それから、裏面のほうをごらんいただきたいと存じます。「四季の日」の冬の取り組み予定でございます。今年度の「四季の日～冬～」につきましては、期間を2月17日・日曜日から24日・日曜日までというふうに設定をしたいと考えております。情報発信の方法といたしましては、ホームページ、府民だより、それから府庁内の展示コーナー等を活用していきたいというふうに考えております。それから、情報発信の内容でございますが、1つ目として、冬の鴨川の風景ということで、鴨川の雪景色の写真の紹介。それから、冬の鴨川で見られる野鳥の紹介。それから、鴨川で行われるイベントの紹介ということで、今

度は2月17日に予定しております「鴨川探検！再発見！」、それから「日本野鳥の会京都支部」さんの主催であります「鴨川リレー探鳥会」等の、そういった取り組みを紹介してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。何かご質問ございますでしょうか。

それでは、珍しくと申し上げたら失礼ですが、予定時間に区切りがつきましたので、本日はこれまでとさせていただきますと思います。

司会お返しいたしますので。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

金田様、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の予定は終了いたしました。なお、次回の日程ですけれども、次回は3月の下旬に予定をさせていただきます。事務局のほうで調整の上、改めて皆様にはご連絡を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これで解散とさせていただきます。どうも長時間まことにありがとうございました。